

社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 介護職員初任者研修 学則

平成26年8月12日制定
一部改正 平成30年12月14日施行

(開講目的)

第1条 介護に携わる者が、在宅・施設等において業務に従事する上で必要となる基本的な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるよう養成し、もって地域の介護人材の確保と介護サービスの向上を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。
社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 介護職員初任者研修

(研修の課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通学）

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 介護職員初任者研修 研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間はおおむね3か月とする。

(講師氏名)

第6条 研修を担当する講師は、別紙2「社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 介護職員初任者研修 講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第7条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。やむを得ず欠席する場合は、受講開始前までに届け出ることとする。

(研修時間数等)

第8条 研修時間数は、別紙3「社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 介護職員初任者研修 カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第9条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79～70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第10条 受講申込手続は以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を社会福祉法人城ヶ崎いこいの里(以下「事業者」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。なお、委託研修等の受講申込手続については、その都度、募集案内等において定める。

(1) 受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、本人確認ができる公的な書類(運転免許証等のコピー)を添えて事業者へ郵送にて提出する。

(3) 受講決定通知等

事業者から受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第11条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。なお、委託研修等の受講に際し必要な費用の額は、その都度、募集案内等において定める。

(1) 受講料 40,000円

(2) テキスト代 (受講料に含む)

(3) 傷害・賠償保険料 (別途自己負担)

(4) 補講料(講義及び演習) 2,000円/時間

(返金について)

第12条 受講申込手続完了後の返金を行わない。ただし、第19条の修了証明書の交付を受けた受講者が、当法人に就職を希望し選考試験に合格した後、職員として採用され、採用日から1年間継続勤務し引き続き勤務する場合は、受講料を返金する。

(保険加入)

第13条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講者が負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第14条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第11条の規定により受講者が負担する。

(使用テキスト等)

第15条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

長寿社会開発センター発行 介護職員初任者研修テキスト

(受講取消)

第16条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。ただし、委託研修等の場合は、委託先と協議をした上での判断とする。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講継続意志がなく、「退講届」を提出した者
- (4) その他、事業者が不相当とみなした者

(退講)

第17条 第16条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第18条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第19条 事業者は、第9条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第3条第1項第1号に定める証明書を交付する。

2 前項により交付する修了証明書の様式は、介護保険法施行規則第22条の25に定めるものとする。

(修了証明書の再交付)

第20条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 介護職員初任者研修修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第21条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(研修の中止又は延期)

第22条 事業者は、天災その他やむを得ない事由により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。

(苦情等対応)

第23条 事業者は、苦情等の窓口を設け、苦情及び事故が生じた場合には迅速かつ誠意を持って対応する。

附 則

この学則は、平成26年8月12日から施行する。(指定年月日)

附 則

この学則は、平成30年12月14日から施行する。